

川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱

(平成21年8月5日市長決裁21川経商観第226号)

(通則)

第1条 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、意欲とアイデアのある市内の商業者、商業者グループ及び商店街団体による事業を支援することで、新たな連携・協働による先進的かつ意欲的な事業を創出し、市内商業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「補助金」とは、魅力あふれる個店創出事業補助金をいう。
- (2) 「補助事業」とは、魅力あふれる個店創出事業をいう。
- (3) 「補助事業者」とは、魅力あふれる個店創出事業を行なう者をいう。
- (4) 「国等補助事業」とは、国及び県等の制度に基づく補助事業をいう。
- (5) 「商業者」とは、市内に店舗又は事業所を有する中小企業商業者をいう。
- (6) 「商業者グループ」とは、市内に店舗又は事業所を有する中小企業商業者が原則3者以上集まり活動している任意団体をいう。
- (7) 「商店街団体」とは、市内に存する任意又は法人格を有する商店街の団体をいう。
- (8) 「中小企業商業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の第2条で規定するサービス業及び小売業をいう。

(助成対象及び条件)

第4条 補助金の助成対象は、商業者、商業者グループ及び商店街団体が実施する次の補助事業にかかる100,000円以上の経費であって別表に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、この補助金の対象となる事業について、本市他の補助制度の助成を受ける場合は対象外とする。

- (1) 「新商品、共同ブランド等開発事業」
- (2) 「情報発信事業」
- (3) 「活力ある繁盛店育成事業」

- 2 補助金の助成条件は、補助事業者の役員等（商業者が個人である場合は当該個人、商業者が法人である場合はその代表者及び役員、商業者グループの場合はその代表者）のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）を含まないこととする。

（補助率）

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の1/2以内とする。ただし、国等補助事業を受ける場合にあつては、前条に規定する経費から補助金を控除した額の1/2以内とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、300,000円を限度額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 算定した補助金の1,000円未満の端数については切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助事業者が補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

- （1）団体名、代表者氏名及び住所
- （2）補助事業の目的及び内容
- （3）補助事業の経費の配分及び実施予定期間
- （4）交付を受けようとする補助金の額及び算出の基礎
- （5）概算払が必要な場合にはその理由及び額
- （6）その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助事業者が商店街団体及び市長が認める者である場合は、本項第3号に掲げる書類を添付することを要しない。

- （1）事業計画書
- （2）補助事業に係る収支予算書
- （3）誓約書
- （4）補助事業者が商業者グループの場合には構成員名簿
- （5）補助事業者が商店街団体の場合には役員名簿
- （6）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の補助金交付申請を受理したときは、申請書等の内容を審査し、交付が

適当であると認めるとき交付を決定する。

2 前項の申請書等の審査において、市長が調査を必要と認めるときは、補助事業者はこれに協力しなければならない。

3 市長は、交付決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要と認める条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について交付決定通知書(様式第2)により補助事業者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の内容若しくは条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取下げることができる。

(補助事業の変更又は中止)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書(様式第3)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止申請書(様式第4)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第5)を市長あて提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 市長は補助金の適正執行を期するため必要があるときは、いつでも補助事業者に対し、補助事業者および補助事業について補助事業遂行状況報告書(様式第6)報告を求めることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに報告書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書(様式第8)により通知する。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

(補助金の概算払)

第16条 市長は、補助金について、相当の理由があると認めるときは、補助事業者の請求により概算払をすることができる。

(交付決定の取り消し等)

第17条 市長は、第10条による承認をしたときは、第8条第1項による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項及び第2項の規定に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還並びに補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて所定の年利の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第19条 市長は、補助事業の内容について広く周知を図ることが第2条の目的に沿って適当であると認めるときは、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条に係る事項について公表をすることができる。

2 前項の場合において、補助事業者はあらかじめこれを承諾したものとみなす。

(警察への照会)

第20条 市長は、必要に応じ、補助事業者が第4条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第21条 その他、この要綱を定めのない事項については、本市条例等に定めのある場合を除いて、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月6日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表(第4条関係)

補助対象経費

経費区分	内 容
報 償 費	事業に必要な専門家等謝金に要する経費
原 材 料 費	事業に必要な原材料の購入及び包装に要する経費
広 報 費	チラシ、リーフレット等作成及び事業の広報等に要する経費
会 議 費	会議室使用料、資料作成費、印刷費等に要する経費
消 耗 品 費	事業に必要な消耗品購入に要する経費
そ の 他 経 費	その他市長が必要と認める経費

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 団 体 名

代表者名

印

住 所 〒

電 話

F A X

年度川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容 別紙 1 事業計画書のとおり
- 2 補助事業に要する経費 金 円
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 補助事業の経費の配分 別紙 2 収支予算書のとおり
- 5 補助事業完了予定期日 年 月 日
- 6 概算払の有無 有 ・ 無

※有とした場合は、別紙 3 概算払請求書を添付してください。

※この申請書に記載した事項については、原則として公開になります。

様式第1（別紙1）

事業計画書

1 事業名

2 事業の目的

3 実施体制

4 事業内容

予 定 事 業	予定事業期間	事業内容（具体的に）

※事業概要がわかる資料があれば添付してください。

5 期待される効果

様式第1 (別紙2)

収 支 予 算 書

(単位：円)

収 入 の 部		
科 目	金 額	備 考 (内 訳)
合 計		

(単位：円)

支 出 の 部		
科 目	金 額	備 考 (内 訳)
報 償 費		
原 材 料 費		
広 報 費		
会 議 費		
消 耗 品 費		
そ の 他 経 費		
合 計		

様式第 1 (別紙 3)

概 算 払 請 求 書

1 概算払を必要とする理由

2 概算払の申請額 円

3 概算払の積算根拠

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

団 体 名

代 表 者 名

印

申請者の役員等（個人である場合はその個人、法人である場合はその代表者及び役員、任意団体である場合はその代表者）は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当しないことを誓約します。

また、貴職において必要と判断した場合に、下記「役員等名簿」により提出する当方の個人情報
を警察に提供することについて同意します。

〔役員等名簿〕

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注1) 氏名には、フリガナを付して下さい。

(注2) 役員名簿には、代表者も記載してください

(注3) 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

住 所 〒

団 体 名

代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金の交付については、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 補助金の交付の対象となる事業及び内容並びに補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対する補助金の額は、年 月 日付け様式第 1 で申請のあった魅力あふれる個店創出事業補助金申請書記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円 (うち概算払額 金 円)
- 3 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱 (以下「交付要綱」という。) 第 1 1 条の規定に基づき補助事業を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。この場合、補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知します。
- 4 事業完了後は、交付要綱第 1 4 条の規定により、速やかに報告書を提出してください。
- 5 完了検査の結果、申請内容と異なる場合、補助金の交付額を変更します。
- 6 川崎市補助金等の交付に関する規則 (平成 13 年川崎市規則第 7 号) 及びこの交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 団 体 名

代表者名

印

住 所 〒

電 話

F A X

年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金変更申請書

年 月 日付け 川崎市指令経商第 号をもって交付決定通知があった補助事業について次により変更したいので、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業の内容

	変 更 前	変 更 後
予 定 事 業		
予 定 事 業 期 間		
事 業 内 容 (具体的に)		

(2) 経費の配分 別紙1 経費配分変更明細書のとおり

※補助事業に要する経費については、経費の配分に準じ変更後の積算根拠を添付してください。

様式第3 (別紙1)

経費配分変更明細書

(単位：円)

科 目	金 額		備 考 (内 訳)
	変 更 前	変 更 後	
報 償 費			
原 材 料 費			
広 報 費			
会 議 費			
消 耗 品 費			
そ の 他 経 費			
合 計			

様式第4

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 団 体 名

代表者名

印

住 所 〒

電 話

F A X

年度川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金事業中止申請書

年 月 日付け 川崎市指令経商第 号をもって交付決定通知があった補助事業について次により中止したいので、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき申請します。

1 中止の理由

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 団 体 名

代表者名

印

住 所 〒

電 話

F A X

年度川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金事業遅延等報告書

年 月 日付け 川崎市指令経商第 号をもって交付決定通知があった補助事業
について、次により遅延となったため、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第 1 2
条の規定に基づき、報告します。

1 完了予定期限 (1) 遅延前 年 月 日
(2) 遅延後 年 月 日

2 遅延の内容及び原因

3 遅延に対する措置

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 団 体 名

代表者名

印

住 所 〒

電 話

F A X

年度川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金事業の遂行状況報告書

年 月 日付け 川崎市指令経商第 号をもって交付決定通知があった補助事業の
遂行の状況を、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき報告し
ます。

1 補助事業の遂行状況実績

別紙1 補助事業遂行状況報告書のとおり

様式第6（別紙1）

補助事業遂行状況報告書

1 事業名

2 事業の目的

3 実施体制

4 事業経過及び内容

日付	参加者数	検討・作業内容（具体的に）

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 団 体 名

代表者名

印

住 所 〒

電 話

F A X

年度川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金事業の実績報告書

年 月 日付け 川崎市指令経商第 号をもって交付決定通知があった補助事業
について事業を完了いたしましたので、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第14
条の規定に基づき報告します。

1 補助事業の実績

別紙1 補助事業実績書のとおり

2 補助事業の経費の配分

別紙2 経費明細書のとおり

様式第7（別紙1）

補 助 事 業 実 績 書

1 事業名

2 事業の目的

3 実施体制

4 事業経過及び内容

日 付	実 施 内 容 （ 具 体 的 に ）

5 事業の効果

経費明細書

（単位：円）

科 目	金 額	備 考（内 訳）
報 償 費		
原 材 料 費		
広 報 費		
会 議 費		
消 耗 品 費		
そ の 他 経 費		
合 計		

年 月 日

団 体 名

代表者名

川崎市長 福田 紀彦

年度川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金の交付額確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のあった川崎市魅力あふれる個店創出補助金の交付については、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、次のとおり交付額を確定したので通知します。

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 補助交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助交付確定額 | 金 | 円 |

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）及び魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めるときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。